### 犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充

## 第1 ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

- 考えられる制度の概要 -

裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内(裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所と同一の構内をいう。以下同じ。)以外の場所にその証人を在席させてビデオリンク方式により尋問することができるものとする。

- ① <u>刑訴法第157条の4第1項第1号又は第2号に掲げる者その他の被害者</u>であって、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、同一構内に出頭するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められるもの
- ② 同一構内に出頭するに際し、自己又はその親族の身体若しくは財産に害を被り又はこれらの者が畏怖し若しくは困惑する行為がなされるおそれがあると認められる者
- ③ 遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一 構内への出頭が困難であると認められる者

#### 【検討課題】

- (1) 同一構内以外の場所に在席して尋問を受けることができる証人の範囲 ア 上記①について
  - (ア) 対象者の範囲
    - 「刑訴法第157条の4第1項第1号又は第2号に掲げる者」に加えて、その他の罪の被害者を対象とするか。被害者以外の証人も対象とするか。
  - (1) 要件
    - 上記の対象者であり、かつ、同一構内に出頭するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められること(刑訴法第157条の4第1項第3号参照)とするか。

## イ 上記②について

- (ア) 趣旨等
  - 出頭に際しての証人の安全確保
  - この類型の必要性・有用性をどう考えるか。
- (イ) 要件
  - 加害行為のおそれがある場合だけに限定するか。
- (ウ) その他
  - 証人の在席場所を相手方に知らせないものとするか。

## ウ 上記③について

- (ア) 趣旨
  - 公判審理の充実確保
- (1) 要件
  - どのような場合にどのような者を対象とすべきか。その要件としてどのような規定とすることが適切か。
  - 「適正な範囲で拡充する」という観点から、どのような要件を定めるか。

# (2) 証人が在席する場所の範囲

○ 他の裁判所の構内に限るか。それ以外の場所も認めるか。

# (3) 現行規定の見直しについて

- 刑訴法第157条の4第1項第1号・2号に列挙された罪名について、見直しを要するか。
- 加害行為等のおそれが認められる証人につき,同一構内でのビデオリンクも可能とする必要があるか。

# 第2 被害者等の捜査段階での供述の録音・録画媒体の公判での活用

- 考えられる制度の概要 -
- 検察官は、性犯罪の被害者等について、その者の同意があるときは、第 一回の公判期日前に限り、裁判官に、証人の尋問及び供述並びにその状況 を記録媒体に記録して行うその者の証人尋問を請求することができるもの とする。
- 1の記録媒体がその一部とされた調書は、刑訴法321条第1項の規定にかかわらず、証拠とすることができるものとする。この場合において、 裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証 人として尋問する機会を与えなければならないものとする。

# 【検討課題】

#### (1) 対象者及び要件

- 負担軽減の必要性などの観点を踏まえ、対象者の範囲や要件をどのよう に定めるか。
  - ・ 性犯罪の被害者(刑訴法第157条の4第1項第1号・2号に掲げる者)
  - ・ その他の証人予定者についても,年齢や心身の状態等の事情を考慮し, 公判期日において供述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害され るおそれがある者は対象とするか(同項第3号参照)。

## (2) その他

- 防御や反対尋問への影響
- 負担軽減の程度

# 第3 証人に関する情報の保護

1 証人の氏名及び住居の開示に係る代替措置

- 考えられる制度の概要 ---

検察官は、刑訴法第299条第1項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与えるに当たり、証人又はその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、氏名及び住居を知る機会を与えることに代わる措置を採ることができるものとする。

#### 【検討課題】

## (1) 代替措置を認める要件

○ 証人又はその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められること (刑訴法第299条の2参照) とするか。 加害行為のおそれがある場合だけ に限定するか。

#### (2) 代替措置の範囲

○ 証人保護の必要性,防御への影響及びこれに対する配慮などの観点を踏まえ,どのような範囲の代替措置を認めるか。

# A案

氏名及び住居に代わる呼称及び連絡先を開示する。

# Β案

住居に代わる連絡先を開示する。

#### (3) 防御への配慮

○ 防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合は除外する(氏名・住居を知る機会を与える)か。

## (4) 不服申立て

○ 代替措置の可否に関する争いがある場合は、裁判所が裁定するものとするか。裁定の内容は、氏名・住居の開示を命じるものとするか、別の代替措置をとることも可能とするか。

## (5) その他

- 弁護人には氏名・住居を開示した上で、被告人には知らせてはならない ない旨の条件を付する制度とするか。
- 代替措置を採った場合の裁判所における証人の氏名・住居の取扱い(訴訟記録の取扱いを含む。)をどうするか。

## 2 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿

考えられる制度の概要 -

裁判所は、次に掲げる場合において、証人等(証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人又は証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者であって、被害者以外の者をいう。)から申出があり、相当と認めるときは、証人等特定事項(氏名及び住居その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。)を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとし、裁判所が当該決定をしたときは、起訴状の朗読及び証拠書類の朗読は、証人等特定事項を明らかにしない方法でこれを行い、訴訟関係人のする尋問又は陳述が証人等特定事項にわたるときはこれを制限することができるものとする。

- ① 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある場合
- ② 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等の名誉 又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがある場合

# 【検討課題】

- (1) 秘匿を認める対象者及び要件
  - 対象者(「証人等」)の範囲をどのようにするか。
  - ①の類型について、加害行為のおそれがある場合だけに限定するか。
  - ②の類型を本制度の対象とすることの当否を<u>どう考えるか。</u>

# 第4 証人の安全の保護

考えられる制度の概要

報復等による生命・身体への危険がある証人について、証言後をも含むその安全の確保を図るため、一時的に別の氏名の使用を認めるなど、その者を特定する事項の変更その他の証人の所在等を探知されにくくするための措置を講ずることができるものとする。

## 【検討課題】

#### (1) 考えられる具体的な保護の内容

- 一時的に別の氏名の使用を認めること
- 住居の変更を第三者に追跡されない仕組みを設けること

## (2) 他制度との調整

- 戸籍,住民登録その他の諸制度との調整
  - ・ 別の氏名の使用を認める際の要件・手続・効果
  - ・ 戸籍や住民登録等の取扱い(別名の使用や住居の変更等を第三者に追 跡されないための仕組み)
  - 租税,年金,運転免許等の各種資格など行政上の権利義務や法的地位 の取扱い
  - ・ 対象者の債権・債務の取扱い(債権者の保護と対象者の安全確保・所 在秘匿を両立させる方法)

## (3) その他

○ その他の保護措置(安全な生活環境の設定・維持)も行うものとするか。 運用に必要な予算・人員等をどうするか。